

第三者によるロジェン商標の使用ガイドライン

ロジェンの商標及びサービスマーク(以下「ロジェン商標」)は保護を要するロジェンの貴重な資産です。本ガイドラインに従ってロジェン商標を適切に使用し、ロジェン商標の帰属を明示して頂けるようご協力をお願いします。

1. 認められた使用法

特に指定がない場合は、関連するロジェン製品やサービスを参照する為に、ロジェン商標を使用することができます。例えば、再販権を有するロジェン・パートナーはその広告宣伝の中で **ROJEN** を販売している旨を謳うことができます。同様にロジェンのお客様が、ロジェンオイルを使用した旨をプレスリリースすることもできます。

(1) 製品やサービスとの関係

貴社の製品・サービス名に関して的確な説明的キャッチフレーズを用いて、貴社の製品・サービスとロジェンの製品・サービスとの関係を示すことは可能です。広告本文中にこのようなキャッチフレーズが貴社の製品・サービス名と同じ様式で登場することも問題ありません。貴社の製品・サービス名が本文と離れた所に表示される製品、パッケージ、広告宣伝その他付帯物の場合は、このようなキャッチフレーズは必ず貴社名より相当小さな字体で表示してください。またキャッチフレーズには異なるフォントやカラーを用いて、貴社マークと区別してください。

(2) 所有権

ロジェンはロジェンの商標が説明や参照用に使用される場合、その使用を許可します。

2. 禁止されている使用法

ロジェンによる後援や推奨、あるいはロジェンとの提携があると誤解が生じるような方法で、ロジェン商標を使用することはできません。特に以下の方法でロジェン商標を使用しないようご注意ください。

(1) 社名、製品名、サービス名

ロジェン商標あるいは混同を招きかねない変形商標を貴社の社名や製品名、サービス名に使用しないでください。貴社の製品・サービスをロジェンのそれに関係付けた記述を望まれる場合は、以下のような適切なキャッチフレーズを使用してください。

「例」	ROJEN	正規販売店	○
	ROJEN	総販売元	×